

令和6年8月20日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和6年8月20日（火曜日）午前10時00分～午前10時34分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第3回定例会提出予定案件

①青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

②青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(2) その他

①令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について

②令和6年度収納対策について

○出席委員

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

委員 奈良 祥孝

委員 村川 みどり

委員 藤田 誠

委員 舘山 善也

委員 里村 誠悦

委員 渡部 伸広

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野 正貴

総務部理事 村上 靖

企画部長 金谷 浩光

企画部理事 長内 哲史

税務部長 横内 修

会計管理者 山谷 直大

選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛

監査委員事務局長 加福 理美子

監査委員事務局長 加福 理美子

総務部次長 工藤 拓実

危機管理監 鈴木 健仁

企画部次長 太田 直樹

税務部次長 工藤 健志

総務課長 竹内 巧

納税支援課長 松本 和久

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎 良輔

議事調査課主事 杉浦 晃平

議事調査課主査 石田 彩美

○澁谷洋子委員長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は館山浪岡振興部長が都市建設常任委員協議会に出席のため、欠席となっております。

本日の案件に入ります。

初めに、令和6年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）
令和6年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」についてであります。令和5年6月9日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律のうち、現行の被保険者証の廃止について、施行期日を令和6年12月2日と、政令で定められたことに伴い、所要の改正を行うため、青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定をするものであります。

「2 改正理由」についてですが、現行の被保険者証が廃止となり、マイナンバーカード被保険者証を基本とした仕組みへ移行することに伴い、国民健康保険条例の罰則規定において、10万円以下の過料の対象としていた、「特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を納付期限から一定期間以上滞納している世帯主が、被保険者資格証明書の交付に際し、被保険者証の返還の求めに応じない場合」を削除するほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。

「3 施行期日」については、令和6年12月2日を予定しております。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 改正内容のことなんですけれども、削除するということは、どういうふうに考えればいいのかなど。返還に応じない人は、罰則の対象にならないということでもいいんですか。ちょっとかみ砕いてお願いします。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 まず、令和6年12月2日から、今までの健康保険証が廃止になって、マイナンバーカード健康保険証あるいは、お持ちでない方は資格確認書で今後、受診するということになります。これまで、資格証明書を交付するときに、通常の保険証あるいは、短期証を返してくださいと保険者側からあったときに、返さない方について、今まで10万円以下の過料——罰則規定があったのですが、今、

国の制度変更に伴って、まず資格証明書の発行というものがなくなり、そして、健康保険証もなくなるので、罰則の対象にならなくなると。

それで、新しい仕組みになった際には、資格証明書という名称はなくなって、廃止になって、内容は同じですが、特別療養費の支給の通知という方法に変わる関係上、罰則はなくなるということです。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、さっき言った、特別療養費の支給になるということは、同じように罰則があるということですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 今、制度が変わって、特別療養費の支給の通知をしますが、マイナンバーカードですので、その返還を求めることはできないので、しません。あなたは、今度病院にかかったときには、10割負担をして、後でその保険者に保険給付分を申請して給付してもらってくださいという通知をして、システム上は、マイナンバーカードのカードリーダーにより資格情報を登録する。そのデータに、この人は10割負担の人だよという登録をする。そのためには、通知をする。

資格確認書の方については、通知も出しますけれども、資格確認書に、特別療養費の支給の対象者である旨の記載がなされます。したがって、持っていた資格確認書については、返還は一応求める予定にはなっています。ただ、それについての罰則はなしと。ない理由については、資格確認書についても、医療機関では、記号・番号等を手入力で資格を確認しますので、その際には、データ上は10割負担だよという、もともとの資格確認書を出したとしても確認ができるので。そういう間違いは起きないということです。返還を求めますけど、返さないことについての罰則はないという予定になっています。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 3月議会で、国保の質問をしたときに、償還払いになって、窓口で10割負担になるんじゃないかという質問をしたときに、私はそういうことにはならないというふうに認識していて、国は、特別療養費の支給イコール償還払いになるというふうな制度改正してるんだけど、どうなるんですかという質問したときに、青森市としては、10割負担は求めないみたいな答弁をしたと思っていて、私の勘違いでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 そうは答えていないです。資格証明書は廃止になりますけれども、名称を変えて特別療養費の支給の通知になって、その人については一旦10割を支払ってもらって、後で、保険者のほうから7割なり——償還払いをするという答弁をしました。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 罰則のところちょっと私、勘違いしているのかもしれないで

す。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 勘違いをなされているのは多分、資格証明書に係る法律の改正によって、滞納期間が1年未満であっても、資格証明書を出すことができる。それについて本市では、1年を超えてからということになります。

〔村川みどり委員「すみません、整理がつかしました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 青森県後期高齢者医療広域連合について」は、地方自治法第291条の2の規定に基づき、平成20年4月から開始した、後期高齢者医療制度を運営するために設置された特別地方公共団体で、青森県内の全市町村をもって組織されております広域連合が保険者として後期高齢者医療保険の運営全般を行い、市町村では、窓口業務や保険料徴収等を行っております。

次に、「2 規約の変更理由」についてであります。先ほどの国民健康保険条例の一部改正理由と同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止となることに伴い、広域連合規約の一部を変更するものであります。

「3 変更内容」については、青森県後期高齢者医療広域連合規約別表第1を変更するものであります。

別表第1は、後期高齢者医療の事務のうち、下に四角で囲んだ1から6までの市町村において行う事務についての規定であり、このうち2及び3について「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであり、施行期日は、令和6年12月2日を予定しております。

なお、規約の変更については、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和6年6月18日付で広域連合より構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、令和6年第3回青森市議会定例会に提案を予定しているものであります。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 先ほど、聞くのを忘れたんですけれども、関連して、今現在の

マイナンバーカードの取得率と、それから後期高齢者医療保険のマイナンバーカードの取得率はどれぐらいになっていますか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 マイナンバーカード自体の取得率については、所管が違うものですから、把握していませんが、登録率につきましては、後期高齢者医療におきましては、広域連合のほうからデータを提供していただいておりますが、5月時点で青森市分といたしましては、登録率は52.0%。ちなみに、国保の方は7月時点で62.1%です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 5割と6割ということなんですけれども、大変な混乱が起きるんじゃないかと私は危惧していて、今でも窓口では、保険証が使えるよというような、違う——嘘のと言え、言い方が変なんですけれども、正しい情報の提供がされていなくて、混乱している中で、12月2日からの改正は非常に危惧しているところなんですけれども、市としては、その辺どのように考えているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 もちろん今、令和6年12月2日で一応線を引いていますが、そこから、経過措置期間もありますので、その期間も含めて——実際、利用率も、全国的にも10%ちょっとぐらいという状況ですし、経過措置期間を利用して、丁寧な周知をしていかなければならないということで考えております。

〔村川みどり委員「はい、いいです」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について、御説明させていただきます。

お手元の資料「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について」の1ページを御覧ください。

令和5年度の包括外部監査は、監査のテーマを「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」として実施され、去る3月22日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、4月19日開催の本常任委員協議会において、令和5年度包括外部監査結果への対応について御報告しておりましたが、「(3)指摘事項及び意見」のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が11件、改善を要望するという趣旨の意見が39件ありました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において、検証作業等を行い、措置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

「2 指摘事項への対応」について、まず、「(1) 対応方針区分」であります、記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と、大きく4つに分類しております。

「(2) 対応方針別件数」であります、改善が11件で、そのうち9件が個別改善、2件が全庁改善となっております。なお、是正、改善検討及び相違は、ありませんでした。

3 ページを御覧ください。

「3 意見への対応」について、「(2) 対応方針別件数」であります、改善が39件で、そのうち36件が個別改善、3件が全庁改善となっております。なお、改善検討及び相違は、ありませんでした。

御説明は以上であります、詳細につきましては、資料データ「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する文教経済常任委員協議会においても、御報告いたしております。また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき監査委員に通知いたしました。監査委員においては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされておまして、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページに掲載することとしております。また、このことについて「広報あおもり」9月1日号でお知らせする予定としております。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。
村川委員。

○村川みどり委員 報告書の51ページ、総務部、企画部関係になってくると思うんですけども、対応としては、補助金等に関するガイドラインの見直しを行う予定だということだとか、52ページでいうと、補助金等のチェックシートの見直しを行いますというような改善が出されているんですけども、いつぐらいまでに見直しする予定なんですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 できるだけ速やかに対応します。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 例えば今年度中とか、そういう期間はないわけ。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 今年度中に、何とか方向性を見いだしたいと思っております。

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 速やかという言葉、どう捉えるかというのがあるんですが、全然関係ないけれども、公営住宅法に、修繕は速やかに行わなければならないというふうに書いていて、速やかでどれぐらいなのというのを、国交省に電話して聞いたんです。そうしたら、規定はないという。とにかく速やかに修繕しなければならないというふうに書いてあるんだけど、やっぱり期限を区切ってやらないと意味がないと思うので、よろしくお願いします。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度収納対策について」報告を求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 赤坂副市長を本部長とする「青森市収納対策本部」において進行管理を行っている収入項目の令和5年度の収納状況と、令和6年度の収納対策について御報告申し上げます。

初めに、資料1を御覧ください。

収納対策本部では、市税及び税外諸歳入の中で、特に市の財政に与える影響が大きい一般会計、特別会計及び企業会計の14の収入項目について、適正な債権管理の推進を行っているところであります。

令和5年度における、これらの収入項目全体の収納率は、資料上段の合計の表にありますとおり、現年分は前年度を0.01ポイント、滞納繰越分は前年度を0.46ポイント上回り、現年分、滞納繰越分を合わせた合計では、前年度を0.70ポイント上回ることができました。また、収入未済額の合計は、令和4年度の約40億円から令和5年度は約35億6000万円と、約4億4000万円の縮減を図ることができました。

このことは、債権管理事務を適切に行いながら、令和5年度の収納対策に懸命に取り組んだ成果が現れたものと受け止めております。

次に、資料2を御覧ください。

令和6年度収納対策は、令和5年度において、収納率の向上と収入未済額の縮減が図られましたことから、令和5年度の収納対策を継続しつつ、さらなる向上に向けて網かけした部分を変更しております。

資料の2ページを御覧ください。

変更した1つ目として、「4 納付機会の拡大・特別徴収の徹底」の①につきましては、市税等の口座振替は納付の確実性や利便性が高いことから積極的に加入勧奨に努めることを継続し、新たな登録申込手続きとして、DX化等について検討するものです。

具体的には、現在紙ベースで行っている登録申込手続きについて、パソコンやスマートフォンからWEBを利用したオンライン受付について検討するものでありま

す。

次に、②につきましては、キャッシュレス納付を推進するため、地方税統一QRコードを利用した納付拡大に向けた検討を行うこととしたものです。

地方税統一QRコードを利用した納付は、課税情報が入力されたQRコードを読み込むことにより、キャッシュレス納付や全国どこの金融機関からでも納付ができるもので、現在、市・県民税、固定資産税、軽自動車税種別割において実施しており、令和6年度は税以外も含め、他の公金の納付への拡大を検討するものです。

以上が、令和6年度収納対策の内容であります。

歳入確保は、市の行財政運営の根幹に関わる重要な課題でありますことから、今後も関係部局との連携を密にして一層の収納対策に取り組むとともに、適正な債権管理の推進に努めてまいります。

報告は以上です。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 資料2の1ページ、「1 適正な債権管理の推進」の④の、強制徴収公債権の管理事務担当職員を対象に、差押えの実務に係る研修会を行うとあるんですけれども、これは去年もしゃべっていましたが、研修会自体は何人、何回やられたんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 昨年度の実績で申し上げます。昨年度は1回、8名に対して行っております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いろんな課の職員1人ずつ出てきてもらって、8人で1回ということですか。

〔横内修税務部長「はい」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 同じく⑥なんですけれども、回収の見込みのない債権については速やかに執行停止または債権放棄を行いというふうにあります。これは時効が来れば、そういうふうに行っているという認識でよかったですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 執行停止は時効にかかわらず、その人の財産調査を行って、取りようがない場合は、執行停止をして、資力の回復は待つんですが、執行停止の場合は3年で不能欠損処理をする決まりになっています。時効は5年ですが。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これは県の事例なんですけれども、時効が過ぎても債権回収の通知を行っているんです。

青森市の場合は、時効が過ぎた人に対する債権回収の通知はやられているんです。

か。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 本市では時効になりますと不納欠損処理をします。県でどういうパターンでというか、どういう案件でやっているのか承知していないのですが、普通は、時効になったら通知はしません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうですよ。私もそれが通常だと思うんですけども、詳しくは言わないですが、県なので関係はないですけども、そういうケースが今現在も当たり前のようにやられているということだけはお伝えしておきます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 時効のことなんだけれども、本来、金のやり取りでは、請求しないで5年ということだけれども、ただ、5年経てば、例えば貸しているほうが、毎年請求して、でも、5年払わなければ時効が成立するという事ではないよね。時効の概念について確認です。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 貸付金の関係で……

○藤田誠委員 税も含めて、いわゆる滞納している人がいて、市から請求しない場合は、当然、通常で言うと、5年経てば時効が成立するということになるけれども、請求している段階では、毎年してれば、時効は5年延びるという感覚でいたんだけど、延びないですか。いわゆる滞納していても、5年経つと時効になるということなのかな。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 担当課長から詳しくお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 納税支援課長。

○松本和久納税支援課長 納税支援課です。請求だけではなくて、相手から一部納付ですとか、請求したものに何かしら了承したとか、そういうものがなければ、通常であれば納期の次の日から5年と。その間に一部納付したとか、納めるという誓約をしたとかであれば、またそこから5年と。そこで一旦、時効が中断されますので、そこからまた5年というふうに延びます。

○澁谷洋子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 分かりました。私の思っているとおりです。請求している段階では、常に5年だってことで認識しました。ありがとうございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 1回支払った時点から5年なんですよ。だから、1000円でも払っちゃえばそこから5年なんですよ。

○澁谷洋子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 私達は請求書を出せば、時効は5年でなくて、そこからまた5年だと。それで、来年払わなければ、また請求を出せば、またそこから5年という認識であったんだけど、ではないのか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 担当課長からお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 納税支援課長。

○松本和久納税支援課長 最初の請求書を出してから、そこからまず5年ということになるので、例えば1年経ってから、また請求に対して催告しただけであるならば、そこは延びないと。

○澁谷洋子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 そうすれば5年間何も払わないと、そのまま時効になるということね。

○澁谷洋子委員長 納税支援課長。

○松本和久納税支援課長 そうです。ただ、税以外であれば、相手の了解というか、実行してもいいという——援用という形で、そこでいいよと。普通であれば多分、なくなるのでいいよと言うんですけれども、相手の了解がまず必要になってきます。

○澁谷洋子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 保育所で保育料を5年払わなければ、保育料を払わなくていいって、流行したの。年間2億円ぐらいあったと聞いたんだけど、要は請求しても5年間払わねばチャラだということ。

○澁谷洋子委員長 納税支援課長。

○松本和久納税支援課長 保育料であれば、請求から5年経つ間に、市役所が本人から分納するとか、納付しますという誓約書を取らないとか、何かしら強制徴収をしていなければ、いわゆる最初の請求から——ただ、通常であれば、最初の請求から20日以内に督促状が出ますので、そこからまた5年ということになりますので、その間、差押えとか相手の分納誓約ですとか、納付誓約とかがなければ、単なる、催告だけであれば時効は中断しません。

○奈良祥孝委員 そうすれば、請求されても5年間黙っていれば、払わなくてもいいっていうことでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 担当課長からお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 納税支援課長。

○松本和久納税支援課長 そうなります。

〔奈良祥孝委員「分かった」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 保育料も強制徴収公債権ですので、地方税法の扱いになって差押え等ができる債権になります。

資力があっても、滞納している人には、給与の差押え等による対応、資力がない人は、分割納付などの相談を受けることとなります。それで、財産調査の結果、どうしても資力がない場合は先ほど申し上げたとおり、執行停止をして資力の回復を待つんですが、それから3年を経過した時点で不能欠損処理をする流れとなります。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)